

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年1月23日

栃木市農業委員会事務局

栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時 令和7年1月23日（木） 午後3時30分

開催場所 吹上公民館 大交流室

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 任	岡 剛伯		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （利用権の設定）について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （所有権の移転）について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年1月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、16番川田久子委員、17番荒川則夫委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の田沼篤氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が7件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を含む14筆の農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大宮町を中心に米を作付している農地所有適格法人です。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米・麦・大麦を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米・麦を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町蔵井を中心に米・麦・野菜を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心にジャガイモ・ナス・サトイモを作付しています。申請地でも、同様の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町曲ヶ島を中心に米・ネギを作付しています。申請地でも、ネギを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、空き家に付属する農地を売買により取得する申請です。

申請地では、バレイショ・サツマイモ・クリを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。。

(写真説明)

	以上7件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (田中委員)	今回の北部調査委員長の11番田中です。 今回は私と14番泉田委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、22日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回北部は、所有権移転の申請が3件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (小林委員)	今回の南部調査委員長の6番小林です。 今回は、私と4番正田委員、16番川田委員の3名と事務局2名で、21日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が4件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の 5 ページをご覧ください。 今回は、2 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1 番、2 番については、営農型太陽光発電設備への一時転用です。地図は 1 ページです。 事業計画者は群馬県高崎市で江戸時代から続く梅を栽培する農業者が設立した農地所有適格法人です。平成 26 年から農業と太陽光発電の 2 本柱で経営の安定を図り、令和 2 年から営農型太陽光発電を導入し、下部農地で梅を栽培しています。 申請地は、高崎市と同様の気象条件であり、放棄地を有効活用するため営農型太陽光発電の申請に至りました。 計画によりますと、パネル下では、梅の作付を予定しております。 下部の農地における栽培計画、収支の見込み等を記載した営農計画書、営農への影響の見込み及びその他の根拠となる書類が添付されており、営農の適切な継続が確実と認められるものであります。 農地の区分は第 1 種農地であります。一時転用であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、一時転用期間は 3 年間となります。 取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上 2 件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (田中委員)	今回北部は、営農型太陽光発電設備の申請が 2 件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番、2番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の7ページをご覧ください。 今回は、5件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、貸資材置場兼貸駐車場への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、梓町内隣接地に事業所を構え、主に林業を行う株式会社の代表取締役です。現状、現地にて伐採した木材を仮置きしており、非効率であるうえ、重機も現地に置き、防犯上も不安を抱えた状態であり、車両置場及び資材置場の確保は長年の課題でありました。今回、申請地は隣接地であり、作業効率上や防犯上も最適地であると判断し申請に至りました。 なお、本申請は、法人の役員が土地を取得後に資材置場及び駐車場

として整備し、法人に貸し付けるため、転用目的が「貸資材置場兼貸駐車場」となっております。

農地の区分は、農地の広がりがあるが10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、資材置場兼駐車場です。地図は3ページです。

事業計画者は、西方町真名子で鉄工所を営む法人です。

現在、自社スペースにて資材置場を確保しておりますが、作業場を使用することとなり、製造作業が非効率であり、置場の確保が急務でありました。

利便性や防犯上の観点から、事業所の近接地から選定したところ、今回の申請地が適地と判断しました。

農地の区分は、真名子出張所からの500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、栃木市内の借家に夫婦2人で居住しております。今後子供が生まれた時を考え、子育て環境を整えるため、住宅の建築を計画しました。

実家のある栃木市大平町西水代地内で土地を探しており、住環境の整っていることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、小山市内のアパートに家族4人で居住しておりますが、子供達の成長に伴い、アパートでは手狭であることから、妻の両親が居住する栃木市で住宅の建築を計画しました。

妻の両親に相談したうえで保育園や小学校に近いことを条件に検討したところ、妻の父が所有する農地を提供しても良いと返事を貰

	えたことから、申請地を建築地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。なお、本申請は、令和6年11月に農振除外がされております。 取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 5番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。 農地の区分は、赤麻小学校及び藤岡は一とらんど保育園から500m以内の第3種農地であり、立地基準上は原則許可です。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上5件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (田中委員)	今回北部は、貸資材置場兼貸駐車場が1件、資材置場兼駐車場が1件、合計2件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (小林委員)	今回南部は、一般住宅が2件、太陽光発電施設が1件、合計3件の申請がありました。

	書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。
	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、7番柴委員お願いします。
柴委員	7番柴です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。林業で伐採した木材の置場ということで、何の問題もないと思います。ご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号2番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 2番の案件ですが、鉄工所で大型車も進入するため、以前から資材置場と駐車場を拡張したいということで、何の問題もないと思われるのでご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号3番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしくお願い致します。
議 長	番号4番、5番について、2番高際職務代理者お願いします。
高際職代	2番高際です。 4番、5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。

		議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議	長	次に議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査		議案書の9ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は6ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和56年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (小林委員)		今回南部は、1件の申請がありました。 20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、18番石塚委員をお願いします。
石塚委員		18番石塚です。

		1 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議	長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて147件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社に関する1件1筆、約67aであります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）

議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に日程第4報告事項に入ります。 報告第1号から、報告第4号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
議 長	報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
平本委員	8番平本です。 報告第2号、資料33ページ10番はどのような届出ですか。
小松原補佐	譲受人が区画整理事業に参加するため、譲渡人から売買で所有権を回復する届出です。本来の譲受人は亡くなっているため、法定相続人3名での届出となっています。
議 長	その他発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。 (質疑なし) 発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年1月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時16分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (川 田)

署 名 委 員 _____ (荒 川)